

赤穂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
令和8年5月18日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第48号

赤穂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱

赤穂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年赤穂市訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「定める額」を「定める単位数に10円を乗じて得た額」に改める。

第7条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「それぞれ次に」を「当該各号に」に改め、同条第2号中「及び緩和型通所介護サービス事業」を「、緩和型通所介護サービス事業、短期集中通所型サービス事業及び介護予防ケアマネジメント」に改め、同条第3号を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

サービスの種類	サービス費の単位	
訪問介護相当サービス	週1回程度	1月につき1,176単位
	週2回程度	1月につき2,349単位
	週2回を超える程度	1月につき3,727単位
通所介護相当サービス	要支援1、事業対象者	1月につき1,798単位
	要支援2	1月につき3,621単位

別表第2中「支給限度」を「支給限度額」に、「5,032単位」を「50,320円」に、「10,531単位」を「105,310円」に改める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。